

婚姻届

令和 6 年 1 月 / 日 届出

(あて先) 浜松市中央区長

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

提出時、住所登録しているところを記入してください

夫・妻どちらかの氏を必ず選択してください

(1) 氏名	夫になる人 この よしたろう 氏 名 甲 野 義 太 郎	妻になる人 おの うめこ 氏 名 乙 野 梅 子
生年月日	大正 昭和 令和 63 年 6 月 23 日	大正 昭和 令和 2 年 10 月 5 日
(2) 住所	浜松市中央区高丘西 二丁目33番15号 マンション高丘101	東京都中央区築地一丁目 1番1号
(3) 本籍	浜松市中央区元城町 103 番地 2	東京都中央区築地一丁目 1 番地
父母及び養父母の氏名	父 甲野幸雄 母 松子	父 乙野太郎 母 春子
父母との続柄	父 長男 母 二女	父 長男 母 二女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の氏の人ですべて戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	<input type="checkbox"/> 妻の氏 浜松市中央区元城町 103 番地 2
同居を始めたとき	平成 3 年 10 月 (結婚式をあげたとき、又は、同居を始めた) <input type="checkbox"/> 結婚式をあげておらず、同居もしていない	
初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 昭和・平成・令和 <input type="checkbox"/> 離別 年月日	
同居を始める前の夫妻のそれぞれの主な仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業

婚姻前の氏名で署名(押印は任意)

届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野義太郎 印	妻 乙野梅子 印
事件簿番号	住 夫 . . . 妻 . . .	連 夫 携帯 080-5678-9123 絡 妻 携帯 080-1234-5678

証 人	署 名 (※押印は任意)	浜松孝助 印	浜松 竹子 印
生 年 月 日	大正 平成 令和 37 年 4 月 14 日	大正 平成 令和 38 年 6 月 8 日	
住 所 (住民登録をしているところ)	浜松市中央区松城町 214番地の21	浜松市中央区松城町 214番地の21	
本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	静岡県葵区追手町 5 番地 番	静岡県葵区追手町 5 番地 番	

記入の注意

- ◎ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- ◎ 届書は1通でさしつかえありません。
- ◎ 証人は2名必要です。成年者で婚姻の事実を知っている人であれば、どなたでもかまいません。
- ◎ 同性でも同じ印鑑は使用できません。(※押印は任意)
- ◎ 住所の変更は別途手続きが必要です。住所変更届を同時にされる場合は、新住所を記入してください。

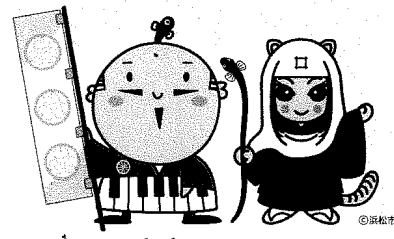
「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

- ★届書を持参した人の本人確認をしますので、個人番号(マイナンバー)カードや運転免許証の提示をお願いします。(身分証明書がなくても届出はできます。)
- ★この届書を本籍地でない役場へ提出するとき及び婚姻後の本籍が他市区町村になるときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。
- ★未成年の方は父母の同意が必要です。  
(令和4年4月1日から成年年齢及び婚姻適齢が変更されています。)
- ★戸籍届は、土・日曜日や祝日、夜間などの時間外でも届出ができます。  
(この場合、時間内に区役所区民生活課・戸籍届出を扱う各センターで審査を受けてから提出してください。)

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。



出世大名 家康くん 出世法師 直虎ちゃん



消えるボールペンで記入しないでください

# 婚姻届の書き方と注意

婚姻届は、届出された日が「婚姻日」となります。**区役所がお休みの日や夜間などの時間外でも届出できますが、その場合は事前に審査を受けてから届出するようにしてください。**時間外は届書をお預かりするだけです。翌開庁日に審査し、婚姻届の内容に不備があるときは不受理となる場合もあります。

また、夫妻の一方又は双方が外国籍の方や、外国で成立した婚姻の場合は取扱いが異なります。事前に下記連絡先へお問い合わせください。

## 1 届出人

婚姻届の届出人は原則として夫になる人及び妻になる人です。届書にはそれぞれの署名が必要です。

また、証人は2名必要です。婚姻する方以外の成年者ならどなたでもかまいませんので、証人本人が自署してください。

## 2 持ち物

- 婚姻届書 1通
- 夫妻の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 各1通  
本籍が浜松市内の方は不要です。ただし、婚姻後の本籍が浜松市外になるときは必要です。
- 窓口に来る方の顔写真のある官公署発行の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）  
身分証明書がなくても届出はできます。

## 3 お届け先

区役所区民生活課、行政センター、支所、戸籍届を受付する協働センター・市民サービスセンター・ふれあいセンター（一部取り扱いのない窓口があります）。時間外は、各区役所、行政センター、天竜区内支所の時間外窓口で承ります。

婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）をお急ぎの場合は婚姻後の本籍地の市区町村へ、住民票をお急ぎの場合は住所地の市区町村へお届けください。（浜松市の場合、本籍地は「区」単位となりますのでご注意ください）

## 4 記入上の注意

- (1) 欄・氏名は戸籍の字体どおりに書いてください。
  - (2) 欄・婚姻届では住民票の住所は変わりませんので、住所変更を伴うときは別途住所変更の届出が必要です。婚姻届と住所変更届を同時にされる場合は、婚姻届の住所欄には新住所をご記入ください（転出届は除く）。なお、住所変更は時間外に届出することはできません。
  - (4) 欄・夫か妻、どちらかの氏を選んでレ点をしてください。選んだ氏の方が、婚姻後の戸籍の筆頭者になります。筆頭者は後から変更することはできません。  
・新本籍の欄は、希望する本籍を必ず書いてください。なお、選んだ氏の方が、すでに戸籍の筆頭者となっているときは、新しい戸籍は作られませんので書かないでください。新しい本籍は、住所とは違います。現在土地の地番があるところならば、日本国内どこでも選ぶことができます（〇〇番地、〇〇番地〇）。住居表示地区では街区符号での表示もできます（〇〇番）。
  - (5) 欄・結婚式も、同居もしていないときは、その他欄に「(5) 欄は空欄」と書いてください。
- 「連絡先」欄は、平日の昼間に連絡の取れる電話番号をご記入ください。 (R6.1)

### 浜松市 区役所（区民生活課）・行政センター（戸籍・住民記録グループ）

○お電話でのお問い合わせ

中央区役所 457-2131 浜名区役所 585-1112 天竜区役所 922-0019

東行政センター 424-0154 西行政センター 597-1115 南行政センター 425-1346

北行政センター 523-1116